

三郷市立彦郷小学校 P T A 会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、三郷市立彦郷小学校 P T A と称し、事務所を彦郷小学校内におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかる事を目的とする。

第3条 この会は、前条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 会員の教養を高め、親睦をはかる。
- (2) 家庭と学校の緊密な連絡提携によって、児童の校外生活を指導する。
- (3) 児童の教育環境の向上に努める。
- (4) その他目的達成に必要な事項。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関に協力する。
- (2) 特定の政党や宗教等にかたよる事なく、また営利を目的とする行為は行わない。
- (3) この会又はこの会の役員の名で、公私の選挙の立候補又は候補者の推薦をしない。
- (4) 学校の教育活動を助成するためには、意見を述べることができる。
- (5) 学校の人事、その他学校の管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、彦郷小学校に在籍する児童の保護者と彦郷小学校に在勤する教職員とする。

第6条 校長および教職員は、会員としての立場のほかには学校管理上必要と認めた時は、各種の会議に出席して意見を述べ、調整にあたる。

第7条 この会の会員は、会費の納入をもって入会に同意したものとする。

会費は一家庭年額3,000円（保険料、卒業記念品費を含む）とし、年度初めに一括納金とする。

転入等による途中入会時は月額250円（入会月を含む）を一括納金する。退会時の返金を行わない。

第8条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第9条 この会の会員は、三郷市 P T A 連合会の会員となる。

第5章 機関

第10条 この会を運営するために次の機関をおく。

- (1) 総会 (2) 役員会 (3) 運営委員会 (4) 学年保健体育委員会 (5) 広報成人教育委員会
- (6) イベント運営委員会 (7) 地域委員会

第11条 総会は、全会員をもって構成される最高の議決機関である。